

## 第83回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 令和3年(2021年)11月15日(月)午後2時15分～午後5時15分まで

2 場 所 小田原市役所 3階 301会議室

3 出席者

(1) 会長 小室 充孝

(2) 委員 本田 耕一、成本 喜代子、川口 博三、前田 江美、石塚 勝巳、  
須藤 智、瀬戸 一春

(3) 事務局 阿部総務課長、石塚副課長、古澤主任

(4) 説明員 (子ども青少年支援課) 上田係長、岩崎主査  
(給排水業務課) 手塚副課長  
(防災対策課) 大木係長、池田主任、松田主事  
(教育指導課) 高田教育指導課長、岩立指導主事

4 資料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開会

(2) 議事

(3) その他

(4) 閉会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

事務局

(審議に入る前に資料「LGWAN のイメージ図」について説明)

<諮問審議>

会長

それでは、審議に入ります。

諮問事項（1）ア、子ども青少年支援課所管の「児童相談事業」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<子ども青少年支援課説明員入室 上田係長が資料に基づき説明>

会長

委員の皆様からご質問ございますか。

委員

ご説明にあつた厚労省からの通知に、児童相談所と管内市町村の自治体間における情報共有について、児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 4 による資料や情報の提供として扱うことができるとあります。これは情報の提供の話をしているのではないかと思うのですが、オンライン結合と情報の提供は違うのではないでしょうか。

説明員

厚労省からの通知の注釈に、全国検索の画面についての情報の取り扱いも、法第 13 条の 4 の解釈で提供として扱うことができるとしているので、オンライン結合も情報の提供に含まれると考えています。

事務局

小田原市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 2 号で、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないが、公益上必要がある場合が例外という規定があります。システム的に提供する、しないというのも含めて、この第 10 条で読めるかどうかということを諮問しているという解釈で今までしてきたところです。

委員

条例第 10 条第 1 項第 1 号の解釈で、法令等の規定がオンライン結合による提供を認めている場合とあり、法令にオンライン提供をしていいと明確に書いてあるという意味ではないかと私は思い、この児童虐待防止法はオンライン結合とは書いてないのではないかと考えました。それで、虐待はいいけれど、他は準ずるというところが理解できませんでした。

事務局	条例第 10 条第 1 項第 1 号で法令等の規定に基づき提供すること、第 2 号で公益上必要があり、かつ個人の権利利益を侵害する恐れがないと認められるときとあり、この第 2 号が適用できるのではないかということで、明確には法令の規定に基づき提供する場合ではないと解釈しました。
委 員	虐待については法令で認められていると考えていて、それ以外は公益上必要だというような書き方かなと思ったのですが。
事務局	はい。
委 員	オンライン結合というのは、提供する手段だと思うのです。その前段として、提供していいかどうかという問題があるのではないかと思うのです。先ほどの説明だと、提供していいかを条例第 10 条で検討するのだというお話ですが、前段の部分は第 9 条の話ではないかなと思いました。それで確認のためにお伺いしたのです。
会 長	言っておられることはよくわかります。諮問事項がオンライン提供についての諮問事項になっていて、提供する情報も要保護児童とそれ以外で 2 つに分けてあります。説明ぶりからすると、要保護児童については特に諮問の必要がないのだけれども、それ以外のところで諮問が必要だから諮問しているという風に聞こえたので、そこが違うではないかなというのが、まず 1 つです。 そもそも、情報提供すること自体について、第三者提供するのなら、そこについても諮問が必要ですかということです。ただ、要保護児童の情報提供については、法令上認められているのだから、そこは必要ないけれども、要支援児童とかについては、第三者提供すること自体についても諮問しなくてはいけないのでないですかというのが、ご趣旨なのだと思います。
説明員	つまり、要保護児童についての情報提供はもう法律に書いてあるから問題ないが、要支援児童と妊婦さんについては、そもそも提供していいかどうかを、そして提供する方法として、要保護児童も要支援児童も妊婦さんも含めてオンライン提供することについて、この審議会の承認を得ないと駄目なのではないかということだと思います。
	オンライン結合だけではなくて、条例第 9 条の方の利用及び提供の制限というところ

	についても、併せて審議をしていただく必要があるということですね。
会長	おそらくそういう趣旨も含めて、審議していいのかということなのだと思います。
委員	オンライン結合はあくまで手段なので、その前段の提供することがOKになったら、それを紙で提供するか、オンラインで提供するかというやり方の問題に移っていくのではないかと思いました。
事務局	今まで段階的にそういう形では諮問しておらず、提供というのはオンラインというかシステムで提供するということも含めて諮問していたという経緯があります。
会長	諮問の形式として便利的にオンライン提供の方だけ挙げた諮問を、今までしていたということですね。審議する時は、委員がおっしゃるように、前段の提供の部分も含めて許されるかどうかや、必要があるかどうかというのを判断していくべきだと思います。
委員	提供してはいけないといっているのではなくて、提供するのなら手続きを取ってやるべきではないですかということです。別に提供することに反対しているわけではなく、非常に必要性のあることだとは思っています。当然理解はしているのですが、審議会の場での発言としては、条例の考え方則って考えたいと思ったので、そういう発言をしたのですが、やること自体に関しては全然反対ではないです。
会長	この場は、最終的に判断するのに必要な情報をいろいろ聞くための場となります。
委員	この3つの支援と特定と保護について、これによって提供する情報は変わるのですか。類型と項目名にどう影響してくるのですか。
説明員	特にこの要保護児童だったらこの項目とかというのはないので、名前だとか住所とか、生年月日というところは同じです。
委員	ここで言っている保護者の氏名というのは、子どもの戸籍上の保護者とか、そういう位置付けですか。

説明員	いわゆる親権者になってくるので、戸籍で離婚しているなら親権者には入らず、一緒に住民票にあって、一緒に暮らしている保護者というような考え方が中心です。戸籍まで取って、全部調べて送るということにはならないです。逆に、そこまで把握していない人たちもあります。
委 員	オンライン上に、その子の名前とかいろいろ個人情報があると思いますが、最終的にそれらが消えるタイミングというはどうなるのでしょうか。
説明員	一応ケース停止後5年となっているので、相応の期間は国的情報としては残ります。
委 員	子どもの定義がどこまでか分かりませんが、高校生とか中学生になってくると、自己が出てくるではないですか。それで、本当はあまり知られたくないとかいう子もいるかもしれません。そういうときに、例えばもう自分の情報は消してくれとか、そういうことができたりするのですか。
説明員	こちらで、要保護児童が成長すると、基本的には自分で生活ができるとか、朝ごはんを食べてくるといったことができてきますので、相当な被害を受けていなければ、だいたい中学生ぐらいで、ある一定の生活ができてきて、要保護児童から外れてきます。
委 員	それは何か年齢条件があるのですか。
説明員	基本的に18歳というのが、法律上自動的に終わる年齢ですけれど、要保護児童から外れるという意味で言うと、もっと早い段階で外れることが多いですね。幼稚園とか保育園だったら、自分で送迎ができないから、それ自体が問題となって、要保護児童の可能性ありとなっているのが、中学生になれば自分で朝ごはんを食べて行ったりするので、問題が停止していき、消えていく割合が増えるような傾向はあります。
委 員	では、本人からの要望で消すのではなく、法律上何年経った、何歳以上になったということで消すのですか。

説明員	本人は自分が要保護児童だと知る機会はまずないので、本人が訴えるというよりも、こちらが管理しているという形がほとんどになります。
会長	虐待を受けているお子さんやそのお母さんも含めて、自治体に情報が管理されていると、外部と繋がって、漏れることはないにしても、恐らくデリケートな情報なので、その心配があるから、自治体は良いけれども、全国的にそういう情報が共通で使われる事が嫌だとなった時に、では情報を繋ぎませんということができるのですか。
説明員	仮に、そういった申し出があった時の対応を想定したようなものは、見たことはないのですが、こちらが送るか、送らないか、なので、逆に全件を送らないと駄目だとかというわけではないです。こちらに判断は任せられているので、小田原市だけの判断として、では送るのはやめましょうという判断は可能ではあります。
会長	先ほどの質問とも絡むのだけれど、第三者提供する時には本人に通知してから行う原則になっています。おそらく、それは、やめてくれと言う機会を与えるためです。今回は、その本人に通知するかどうかも書いてないでけれども、もし、そういう通知を行ったときに、お子さんだから大丈夫だと思いますけれど、これ親の情報も出るのですよね。
説明員	そうです。
会長	だから、もしかすると、親の情報は除いてほしいとなるかもしれません、お子さんのためには必要なこともありますよね。夫婦間のDVなんていうと、虐待される方は、やめてくれ言いやすいところはあるのかかもしれないですが。検索のキーになるのはお子さんになりますか。
説明員	そうですね。
会長	だから、お子さんは、自分で判断ができないというのがあるかもしれないでけれど。
委員	昔、職場に養護施設で育ったという方がいらしたことがあって、すごく親しくなった

	時に聞いたのですけれど、そういうことをすごく言いたがらない方だったので、もしさういう情報が、自分の知らないところで、どんどん回していくと嫌という人もいるのかなど素人判断で思いました。
説明員	さっき言ったような、行方不明児が出てきて、名前と生年月日を言って、この子はどこの子だ、みたいに探す検索機能については、全国で検索できないとしようがないので、全国で検索はできるようになるのですけれども、もう少し広い保護者の勤務先の状況だとか、家族の状況だとかいうことになると、該当の自治体と、転居するのであれば次の自治体のみが見れるようなシステムは組まれています。
会長	虐待している親は見て欲しくないでしょから、除いてくれという話になってしまいますが、そこは公が判断するということなのでしょうけれど。おそらくこれは、自治体だけで今まで留まっていた情報なのですよね。
説明員	そうです。私どもと児童相談所の2ヶ所です。
委員	小さい子が行方不明になって、ちょっと隣の町に行っちゃったら、そういうのがすぐにわかつたらっていうのは、もちろん賛成なのですけれど。
委員	今、議論になっていたことですけれども、要保護児童については、法13条の4で提供も検索もできるのでしょうか。
説明員	提供もできます。
委員	そうすると、児童虐待防止法の問題について、今、議論しているということになるのですか。これは法律でできてしまうのであれば、要保護の議論については、これは止むを得ないのかなと。
会長	オンライン提供については、法令で書いてあるわけではないから、一応いいかどうかについて、要保護児童についても考えなくてはいけないですかね。

委 員	法令でできるのは、虐待児童だけなのではないですか。
説明員	そうです。だから虐待児童については、提供もできるとしているし、今回のこの全国検索については、法第 13 条の 4 で解釈して、オンライン提供してくれという通知かなと思っています。
委 員	要支援児童と特定妊婦は、法令の規定には該当しないという整理ですよね。
説明員	そうです。この全国システムの対象範囲としては、要支援・特定妊婦まで含むというものを作っているので、そこの要支援・特定妊婦については、各自治体で審議会にかけるとか、それぞれの自治体でやり方は違うかとは思いますが、整理をして提供して欲しいという風に国は考えています。
委 員	この要支援児童とか特定妊婦の方の情報というのは、市以外で出ているのは児童相談所の他にはどこかにあるのですか。小田原の児童相談所の管内のみですか。
説明員	児童相談所と管内市町村における情報共有については、児童福祉法の第 25 条の 2 で協議会が組まれていて、その中の情報交換はしていいとなっているので、市内での情報共有はそういう形でしております。
会 長	それは普通の紙ベースのやり取りをしているということなのですか。
説明員	そうです。
会 長	そのデータとしても共有しているわけではないですね。
説明員	何かシステム間で共有されているということではないです。
会 長	その都度その都度の情報の提供ということですね。
説明員	はい。

委 員	結構センシティブな情報というか、配慮しなくてはいけない情報がかなり含まれているのではないかと思うのですが、それをその場に出すか出さないかという判断基準みたいなものは、協議会の中である程度決めているとか、市町村の判断とかあるのですか。
説明員	それについては、法第 25 条でやっているので、これはやめとこうとか、この部分を出すと支援上うまくいかないと考えることはありますけれども、基本的には全部オープンにして、みんなで支援策を考えようという風にしています。
委 員	先ほど会長が言られたDVなんかの場合に、親の方とか子どもの住所とかそういうものは、通常出さないのではないかと思うのですけれど、全部出さないのか一部だけ出すのか、その考え方とかがある程度整理されているのかなというところが気になりました。
説明員	基本的には全部出すのですけれども、今言わたったようにDVで転居先などがあるときに、転居先をこのチームで共有する意味合いがなければ、いたずらに伝えてばれることを防ぐためには、そこは事務局で押さえてしまうという風には考えます。
委 員	このシステムそのものは、基本的に児童を守るためのものなので、情報が漏れる漏れないということを除けば、まずは守るか守らないかという根本をやるべきで、それでオンラインの方が効果があるのだったら、要支援も妊婦に関しても、その方がいいのではないかとは思います。
会 長	これマイナンバーは使わないのでしょうか。
説明員	マイナンバーは入っていません。
会 長	何をキーに全国に繋がるのですか。
説明員	名前と生年月日があれば繋がります。

会　長	定型フォーマットがあって、保育所等利用状況って、画一化された情報ばかりですか。さっき言ったようなデリケートないいろいろな家族の情報とか書いてありますけれども、文字がざっと書かれているイメージですか。
説明員	自治体によっては、それを普段のケース記録として使うという機能も持たせていると厚労省は説明していますが、それで使う自治体はほとんどなく、基本的には基本情報を入れて、要保護児童がいる、検索に載せるというところを中心に入れていくものです。項目としては大量にあります。兄弟何人も入れるようにしたり、備考みたいなところで、自由記載欄があったりとはなっていますけれど、私たちとしての提供は、基本的には必須入力項目を提供していくことを考えています。
会　長	もし、そういう選択があるのなら、諮問事案書には限定的に書いているのですか、ここだけ入力しようというお考えなのですか。
説明員	諮問事案書に記載があるのは、必須入力項目です。
会　長	それだけ入れようとしているということなのですか。
説明員	はい。
会　長	家族の状況というのがどの程度のものなのかわかりませんけれど、定型フォーマットがあって、父の名前を書くとかその程度のものなのですか。キーになる人はこの人だとか、いろいろ細かいことをケースによって書くのかもしれないですけれど、そういう情報までは入らないのですか。
説明員	保護者に関する情報は、必須項目では保護者氏名と保護者の現住所だけです。
会　長	勤務先は違うのですか。
説明員	入らないです。

会長	でも、諮問事案書には勤務先入っていますよね。
説明員	そうですね、入れる欄はあるのですけれど、必須ではないです。
会長	保護者の住所は必須なのですか。
説明員	必須になっています。
会長	必須項目だけ入れるという諮問なら、それで必須項目の中にも文字で説明するようなデリケートなものがないのであれば、それこそ検索で引っかかったあとに、あとは市町村に聞けばいいので、情報提供としては、個人情報との関係ではそこまでに留めようという判断もあるかもしれないし、検索の段階でそれが見れないとあまり機能しないから、もう少し情報を持って小田原市は提供するという考え方もあるわけですから、この項目がどういう意図に基づいて、どこまで出すという判断までしているのであれば、それがまさに諮問事項になるのかもしれませんですね。
説明員	検索については、子どもの氏名や生年月日、住所とかなのですが、この自治体間のみ、小田原市からどこかにいく、その2者でしか見れない情報というのは、児童記録票という決まったものがあって、こういう通告が来ました、こういう支援を行いますということを200字ぐらいで書く欄があります。2者間でこのケースを送りますというものについては、そういうフリー記載というか、こういうような通告があった人ですというものは含まれます。そのケースの概要、これでいう家族の状況ですね。こういう家庭ですということは含まれています。
会長	そうすると、これはオンライン結合でいいのですか。国のシステムがあって、そこに市町村が入れるなら入れる、見るなら見るっていう、そういうものですかね。子ども青少年支援課に児童相談事業に使うためのシステムが既にあって、入力されているものをオンラインで繋いで共有するみたいなのではないですよね。
説明員	そういうものではないです。今回は、国のシステムに必要なものを入れます。

会 長	必要なものを入れて閲覧するだけの話なのですね。
事務局	一応、他の自治体の状況も見れるという設定なので小田原市も提供しますし、他の自治体のそいつた状況も見れるということで、そこはデータを共有するということで閲覧に含めております。
会 長	だけど、オンライン結合の定義が、電子計算機と結合して、入力とか入手しうる状態にするものだから、そうするとまさに第三者提供だけで、入手も本人からではなく入手するから、そういう質問になるのでしょうか。
事務局	各自治体間で持っている自分の情報をシステムに登録するので、それをお互い共有するというのが、まずはメインとなります。
会 長	そこはオンライン結合では多分ないですね。
事務局	今まで条例の解釈が、そこまで形式的にはやらず、お互いが出し合って共有するというシステムの中でやる場合には、こちらで質問させてもらっています。 あとは、先ほど言ったように、今まで管内でしかやっていなかった共有というか、情報交換をしてなかったという点においては、まずは管内以外の所で情報を提供する、できるかどうかというところを質問項目にしなければいけなかつたなというのもありますけれど、今回のオンライン結合については、なにしろ情報をお互い出し合って、お互いの情報が見えるというところで、まずはこの質問という形を取らせていただいております。
会 長	このシステムは、ケース記録を共有するというのも大きな目的なのですか。
説明員	それができる機能は持っています。
会 長	小田原市はそこまでやるつもりはないですか。
説明員	そこを使ったケース記録の管理というのが、とてもできるとは思えないですし、それ

	よりも自分で契約したケース記録の管理の方がちゃんととしたことができます。
会長	それで、他市町村には共有させないっていうことなのですね。
説明員	はい、そうです。
会長	利用するときには利用できてしまうのですか。他の市町村がケース記録を載せてしまっていたら、見れてしまうのですか。
説明員	それはできると思います。その方がこちらに転入してきたので、今までの記録全部渡しますとなれば、見れることになると思います。
会長	おそらく、要保護児童の時は、紙ベースであれば、法令上問題なくそれが今までできていたのですよね。
説明員	はい。
会長	それで、要支援児童だと、今までそれができていなかった。
説明員	要支援児童の場合も紙ベースでそれは行われていて、資料の手引きの方で、見つけた時の対応という所で載せているのですが、当該の情報をその現住所地の市町村に提供するように努めなければいけないということなので、もともといたAさんが、別の市町村に行って、どこにいるかをこちらとしては把握していますので、そういう意味で、こちらで知っている情報を提供するというものです。
会長	要支援児童について、それは法令上、提供できることになっているわけですね。
説明員	はい。
会長	そうすると、まさに今回はオンラインのところだけの、オンラインと言うかどうかは別として、そういうシステムに乗ることについて、いいのかどうかというだけの話にな

	るのかもしれませんですね。
事務局	先ほど言わされたように、まずは提供というところが整理できているのかというところで、今の話だとこの厚生労働省のところは、何か条例に委ねているかもしれないですが、法律上整理できています。法律上整理できているというのが、紙ベースで提供できているという前提でしたら、あとはオンライン結合というところで、情報をオンラインのシステム上でお互いに共有できるものについては、質問しましょうということ今までやっています。
会長	この法第13条の4というのを最初ご説明いただいたので、そこはおそらく大丈夫なのだと思います。同じように要支援とか妊婦さんについても、その情報提供をわかっているのだったら、おそらくそれは入手した目的どおりの使い方だと思います。そこがいいのだとすると、あとはそのネットワーク上で簡単に見つけられるようにしておくということですね。
	もともと情報を持っていたところは問い合わせがくれば提供する感じなのですよね。それで、もともとその児童の情報がないところはまず検索して、他の市町村にいなかつたかを検索したうえで、ケース記録まであればそれで見れるし、なければその市町村にコンタクトを取って、ケース記録をくださいという話になっているわけですね。
説明員	そうです。
委員	結局、今の状態では、紙ベースで、ここに載っている項目名称以外のこと全部、他から要請があれば出しているというお話でいいのですか。
説明員	今の状態ではそうです。紙ベースである意味全ての記録を送ったり送られたりしています。
委員	ここにDVの実績が載っていれば、それも含めて相手側が確認できるようになるということなのですね。
説明員	そうです。

会　長	確かに、それだと目的どおりに使っているのだと思いますね。
委　員	でも、現状は要請があった時ですよね。今回のものは要請がなくても提供するということですね。
説明員	現在もこれからも、転入側は住民記録の方からしか転入したことがわからないので、このシステムはあくまでそことは切り離されているので、転出側がこういう人が転出したよということを発信しない限り、転入サイドはわからないので、まずは転出側でこの人が行きましたということは発信していきます。それで、確かに向こうの自治体にその人が行っているので、その人のこういった履歴というのですかね、こういう危険性がある方なのでお伝えします、情報を提供しますということでお伝えしています。
会　長	ちなみに、小田原市で要保護児童がいると入力しておきますよね、その方が転出するという情報がわかつたら、こちらで転出先の住所を入力したりするのですか。それは、直接転出先の担当課に、今度そちらに行きますというのをこのシステムのとは別にご連絡する形になるのですか。
説明員	システム導入後は、転出の情報をこちらか向こうが入れることになります。 情報をこのシステムに毎日繋いで、情報が来ていないか確認する体制が全国的に整つていれば、電話の連絡はいらないと思いますが、まだそこまで本格的に動いていません。
会　長	それこそ、マイナンバーとくっついていれば、もう自動的に全国の情報と繋がりますが、それはまだやらないということなのですよね。
説明員	そうです。
会　長	今でも要保護児童が転出した情報というのは補足できるのですか。
説明員	今は管理システムを持っていないので、住民基本台帳と連動しておらず、リストで転出しているかどうかの確認を定期的にやらないと、知らないうちに転出していて提供が

	漏れていたということが起こってしまう可能性はあります。
委 員	この対象となる要保護・要支援の児童は、小田原市でどの位いるのですか。
説明員	去年の実績で言うと、児童相談所の方が受理している通告が 456 件です。そして、小田原市が受理しているものとして、虐待が 129、要支援になると 87 という数ですね。ただ、児童相談所と小田原市のものが被っている場合があるので、単純にこれ全部足せばいいというわけではないです。
会 長	そうすると通告ベースでも、データがどんどん入ってくる感じになるのですか。
説明員	通告があると、基本的には要保護児童、要支援児童に入ります。
会 長	別に調査するわけではなくて、通告が来たらもう入るのですか。
説明員	通告が来ると調査があるのですけれども、調査がなぜできるかというと、その虐待の恐れありというところから出発なので、ある意味通告が入った時点で、1回は要保護児童とされて、調査の結果とか、関わりの結果、そういうところから入ります。
会 長	そうすると、通告の履歴みたいになるのですか。
説明員	そうなります。
会 長	では、最初に通告の来たところが複数あったとすると、通告があったということで入れようすると、もう入っていますみたいなものもある。
説明員	何回目かの通告ですとそういうことがあります。
会 長	児童相談所に通告が行ったら、児相がまず入れますよね。それで、小田原市も通告が来たら、すぐに入れようとしますよね。そうするとどうなりますか。

説明員	もう登録されているという状態になります。
会長	では、もう情報が入っているから、小田原市は入れませんの話になるのでしょうか。
説明員	そうですね、人は一人なので。
委員	このオンライン結合のシステムは、子どもの名前と生年月日をキーに引いてくるとおっしゃっていたと思うのですけれど、同じ生年月日、同じ氏名の場合、どのように決めるのか、どう特定というか、間違ったふうに行ってしまわないのかが気になりました。
説明員	そこがどこまでというのはまだ確認できていませんが、名前、性別、生年月日、住所を入れていくので、そこで確認をしていかないといけないかと思います。
会長	これは11月から始めるのですか。
説明員	この審議会で認められれば始めたいです。国からの要請で、転入・転出の時はこのシステムを使ってやるところから、各自治体で始めてほしいと言われています。
会長	アクセスできる権限があれば、ネットの回線を通じて直接入れられる画面が出てくるのですか。
説明員	はい。
会長	諮問事案書の個人情報取り扱いの流れにある、児童相談システムと、この要保護児童等情報共有システムとは、違うものなのですか。
説明員	現時点では児童相談システムはないですね。要保護児童等情報共有システムというのは、全国のシステムです。それで、現状だと1件1件、その画面に直接入力していくのですが、この全国システムの機能としては、各市で持っている児童相談のシステムがあれば、そこからデータでいっぺんに送るという機能があります。後々、我々の課でこの児童相談システムが導入できた際には、データの形で送っていくことはありますが、そ

	これはまた別な案件ですので、改めて質問させていただきます。
会長	今はいのすよね。
説明員	今はいです。
会長	けれど、先出しの情報として、今後そういうシステムを小田原市で作ったならば、所定のCSVデータを吐き出して、この共有システムに流し込むということですね。
説明員	そうです。
会長	他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会長	それでは審議に入ります。質問事項アについて、ご意見いかがでしょうか。
事務局	事務局からですが、質問の仕方として、オンライン結合の質問をしていますが、条例上には、自分の所にシステムがあって、更に他の所のシステムがあって、それらを結びつける場合の質問ということが明確に書いてあります。しかし運用上、そういうケースはなかなかなく、最近多いのは、サーバを1つ置いてそれに各自治体が端末を繋げて入力するとか、他市の情報を見させてもらうというもので、それをオンライン結合として今まで質問してきた経緯があります。なので今回も、各自治体の要支援の情報を入力して、更に他市の情報を共有するという観点で、こういう形のオンライン結合ということで質問させてもらったので、そのところで審議していただければと思います。
会長	それを踏まえて、何か問題とか、これは良くないのではないかというのがもしあればご意見ください。
委員	先ほど申し上げた、情報が消えるタイミング、もしくは消すタイミングが明確になつ

	ていたらいいなと思いました。もちろん本当に子どもは守ってあげるべきでそれは最優先ですが。
会長	ただ、虐待の通報があったけれど、よく調べたら虐待じゃないことがわかったのに、情報が残り続けるのはどうかっていうのはあるけれど、そこは結論も含めて残っているのであれば、ああそうだったのね、でわかるのでいいのかもしれないし、通報があったで終わってしまっていると、違うのに何でそんなのがずっと残っているのとか、違うのがわかっているのに残っているのは嫌だというのがあるのでしょうから、それは消してくれという話はあってもいいのかもしれないですよね。ただ、独自のシステムではないので、ここで決められるというのは、0か100かの話しかできませんが。
委員	とりあえず5年では消えるってことですよね。
事務局	そうです。説明員は、確実にその案件が終了したということなら、5年で削除というお話をされていました。
委員	それは児童ってことですか。もしあったとしても、18歳までですよね。
事務局	そうです。年齢的にそこで対象にはならなくなると思うのですけれども。
委員	結局、18歳で保護児童から外れるという意味ですよね。
事務局	そういうことだと思っております。
委員	おそらく今の紙ベースでは、自動的に5年で消すとかはやっていないですね。
会長	紙ベースで持っていて、使っている間は担当課の所にあるけれども、使わなくなったら保管庫に移して、一定期間経過したら廃棄するということだと思います。
委員	こだわってまい申し訳ないですけれど、要支援児童とか特定妊婦の情報提供の整理ができているのかということが疑問であることと、提供する個人項目がはっきり整理さ

	れているのだろうかという疑問があつて、その辺はどうなのですかね。
会長	どこまで厳密にやるかの話なのだと思うのですけれども、仮に法律上、要支援とかについてきちんとした手当てができていなかつたとしても、ここでそれについてはいいというご判断であれば、承認の結論を出しますし、その法律いかんによつては、結論を変えるということであれば、もう少し審議が必要ですという話になります。
委員	基本的には、オンライン結合というよりも、情報提供の部分の方が重要だと思ったので、そちらの方が整理されるのであれば、別段問題ないと思います。
委員	こういう虐待の子どもって、わりと転居とか多いではないですか。だから、それを守るために、早くに情報がキャッチできた方が、そういう意味では良いと思います。親がわざと知らせないで転居とかいう話をかなり聞きますからね。
委員	ある意味では、そういう移動に伴つて他の所に移つた時にも保護してあげるという、その情報提供を早くしてあげるという意味では、これは良いことですよね。ただ、お話をあつたように、この要支援児童・特定妊婦さんという項目が、引っかかると言えば、引っかかってしまうわけですよね。だから、一旦ちゃんとここら辺の整理をしてもらつた方がいいのかなという気はするのですが。システム上は、こういうことをやれば、そういう情報提供が早く移つたほうが、子どものためには保護しやすいというか、されやすいという環境ができるから良いことだと思います。
委員	現在ではどの情報であつても、申請が来れば紙ベースでは隠すことなく出ていると言つてはいたではないですか。それに多分すごい時間がかかっているのですよね。それをある意味システム化したいということなので、データ云々というよりは、現在時間がかかっていることを早くしたいという要望に、というふうに僕は受け止めているのですが。
会長	さつきのお話だと、必要最小限の必須項目だけ入れて、本当に大事なケース記録については、入れないと言つてましたね。
事務局	もしあれでしたら、提供をできる根拠というのですか、それを所管の方に整理させる

という条件で、または、そこは会長さんに確認をしてもらうという条件を基にお認めしていただいたという形で答申をいただければ有難いのですが。

会長 そもそも、法令上許容するようなものがなかったとしても、いいならいいし、そこがないと駄目だというなら別なのですけれど。法令上の許容があるならいいけれど、ないなら駄目だというのだったら、そういう留保でもいいのかかもしれないですが。

委員 多分、要支援児童とか特定妊婦は法令上の根拠がないので、この審議会で了解してもらいたいなさいというのが、国の通知の意味だと思います。

会長 そうですね。

委員 それが今回の諮問の中に入っているかどうかというのが、私はそもそも疑問です。オンライン結合という諮問だったので、そこがこの諮問の中に入っているのかというのがベースで、それについて入っていると考えられるのだということであれば、そういう取り扱いだということであれば、それはそれで結構です。

会長 そこをあってもなくてもいいかどうか判断できるか、それがないと判断できないなら別ですけれども、そうでないのであれば、留保つけずにどっちか結論出してしまってもいいような気もしますけれど。それで、特に注意したいことがあるのだったら、付帯決議みたいなのでやるならやるのですが。おそらく皆さん基本的にはいいというお考えなのだと思うので、諮問事項ア「児童相談事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長

全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長

次に、諮問事項イ、給排水業務課所管の「給排水業務課所管の水道料金等徴収業務における利用者情報登録事務」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<給排水業務課説明員入室 手塚副課長が資料に基づき説明>

会 長

委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

外部サーバ、amazon のクラウドサービスとありますが、それはLGWAN、例えば、市町村独自のサーバの中ではできないのですか。amazon でなくてはいけませんか。

説明員

そうですね。このAI-OCRというのが、AIを搭載したOCRを読み取る他社のソフトとして提供されているのですが、こちらのクラウドサービス上でないと使用できないということで、こちらへデータを移すこととしております。

会 長

その回線というのは、LGWANを使うようなものなのですか。

説明員

いえ、これは受託業者が置いている電子計算機とその外部サーバを専用線で、いわゆる行政が扱っているLGWANとは別の専用線で繋いでいるものです。

委 員

諮問事案書の結合の当事者の欄に事業者とありますが、この事業者とは特定の会社ということなのですか。

説明員

そうです。このAI-OCR提供事業者というのが、先ほどの外部サーバにAI-OOCRのソフトを置いておりますAI inside 株式会社ということで、こちらで情報を使うということで、当事者と記載してしまったのですけれど、こちらから、その情報をAI inside に提供するということではなく、AI inside が提供しているソフトを使うということです。

会 長	これ水道料金がらみで小田原市が使っているデータベースシステムがありますよね。それは市の中ではなくて、外にあるのですよね。
説明員	そうです。資料の結合関係図ですと右上の四角の⑧⑨と書いてある委託業務サーバ、こちらに水道料金、下水道料金等の保管に関する情報が入っておりまます。
会 長	委託業務サーバというのは、これは小田原市が契約しているものですよね。
説明員	はい。委託した業者が用意しているサーバです。
会 長	この上下水道の利用者が出してくる紙を直接今まで入力していたのは、この業務サーバの委託しているところではない、単純なパンチャー業務をやるような業者ですか。
説明員	いえ、これは直接このサーバを扱っているところそのものです。
会 長	上下水道の利用者が書いた紙を入力する作業については、委託業者に委託料を払っているのですか。
説明員	そうです。
会 長	そうすると、委託業者が委託の履行の方法として、これを委託業者が選択しているということなのですか。
説明員	そうです。こうして省力化していくば、将来的に委託料の削減につながるのではないかという提案です。
会 長	委託のやり方として、委託元の水道を管理している自治体が、承認するかどうかの話ですよね。自治体が何かやるわけではないですね。
説明員	はい。

会 長	そうすると、諮問の内容というのは、委託業務の履行の仕方として、受託業者がA Iを使った読み込みで、こうやっていいかどうかということですか。
説明員	そうです。それと、この履行の方法の流れの中で、小田原市の上下水道利用者の個人情報が外部サーバの方へいったん出て戻ってくるという点です。
会 長	委託業務サーバの中にあるシステムではなくて、違うところのサーバを使ってA Iの読み込みをするわけですか。
説明員	はい、そうです。
会 長	流れはわかりました。他にご質問ありますか。
委 員	この諮問事案書の安全確保措置に、クラウド上でA I作業を終えた時点で委託サーバに取り込み、クラウド上やU S Bにはデータを残さないとありますが、これはどう検証するのですか。
説明員	こちらについては、クラウド上のサーバに一旦データを置いて、そこでA I－O C Rの作業を行い、このA I－O C Rも100%ではありませんので、委託業者の職員がその作業状況を確認します。その後、またこちらのデータを外部サーバへ接続する電子計算機にデータを戻した時点で、委託業者が複数人でこの外部サーバから一旦置いたデータが消えたことを確認いたします。また、U S Bに関しても同じくそこに残さないように、複数の人間でデータが消えたということを確認するというチェック体制を取っています。
委 員	それは業者的人がやるということですね。
説明員	はい、そうです。
委 員	委託契約がそういう仕様になっているのですか。

説明員	そうです。上下水道料金の賦課等に関する全般的な作業を5年間という期間で業者に委託しております。
	今回は、こうして外に出していく、またはＵＳＢに保存するというのは初めての作業となりますので、この作業を着手するに当たっては、そういったことも盛り込んだ協定書なりを結ぶということで考えております。
会長	他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会長	それでは審議に入ります。諮問事項イについて、ご意見いかがでしょうか。
各委員	(意見なし)
会長	ご意見がなければ、諮問事項イ「給排水業務課所管の水道料金等徴収業務における利用者情報登録事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。
会長	次に諮問事項ウ、防災対策課所管の「災害対策本部・水防本部クロノロジー」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。

<防災対策課説明員入室 池田主任が資料に基づき説明>

会 長

それでは、委員の皆様からご質問ござりますか。

委 員

外部サーバというのは、具体的にどこに位置するものですか。

説明員

現在はキントーンなど、クラウドを使うサーバを想定しております。

委 員

クラウド上ですね。

説明員

はい。

委 員

安全措置のところで、ID パスワードのセキュリティ確保となっていますが、キントーンでしたら、二段階認証といったことは検討されないのでしょうか。

説明員

キントーンの場合は、事前に登録された IP アドレスのパソコンでしかログインすることができないので、検討しておりません。

委 員

IP 制限がかかった端末であれば、担当課以外の方が ID とパスワードを知っていれば入れてしまうという状況にあるということですね。

説明員

はい。

委 員

データの削除タイミングは、考えられていますか。

説明員

一つの災害対応が終わり、まとめたデータの引き出しをした段階後、削除を検討したほうがいいかと思います。

会 長

諮詢事案書の取扱個人情報に、氏名と住所と電話番号とあるのですが、これは誰の名前が入るのですか。

説明員

電話をかけてきた方や被災された方です。ご自分の家が被災したという場合であれば、被災現場の確認のため、折り返しの電話が必要になってくる可能性もあるため、その方のお名前や住所、電話番号等を聞きます。

また、自治会長の情報報告の場合は、その自治会長であったり、被災された方の住所である可能性もあります。

会長

今あるシステムというのは、防災用のパッケージソフトみたいなものがあるのですか。単純にそういう情報が来たらエクセルに所定フォーマットみたいなものがあつて、それにただ入れていくだけの話なのですか。

説明員

エクセルに入力しています。

会長

今度は、外にサーバを借りて、そこでは、今やっているエクセルでの作業を続けるのですか。新しいパッケージソフトみたいのを入れるのですか。

説明員

新しくそこのクラウドサーバが用意されている項目に入力すると、データベース化されていくようなものなので、今後将来的に共有できるような仕組みにしていこうと思っています。

会長

パッケージのソフトを買うのではなくて、とりあえず、まずはエクセルでやり始めるということですか。

説明員

いいえ、エクセルではなくて、システム入力フォームに入れて、それが蓄積されていくようなイメージです。

会長

それは、今までと全く別のものなのですか。

説明員

別のものです。

会長

今まででは、発令とか被害の情報が来ると、それをエクセルに入れていったということですね。今度は、所定のフォーマットに従ってそういうものが類型化されて入ってい

	くということですか。
説明員	そうです。
会長	個人情報としては、名前や住所、電話番号、被害の状況くらいですか。
説明員	その被害状況の聞き取りの中で年齢ですとか職業、性別なども出てくる可能性もあります。
委員	確認ですが、世帯主ではなくてあくまで電話をした方なのですか。
説明員	電話をした方を入力します。例えば大雨や大きい台風が近づいてきたら、自分の家の状況を伝える方もいれば、情報を取りまとめている自治会長さんなど多くの電話がくるため、一概に必ず誰から連絡というのは申し上げられません。
会長	次の諮問事項と関係するかもしれません、ここでこんな人が怪我をしているといった電話も来ますよね。それは今回の諮問事項ウの方に入りますか。
説明員	ウの方に入ります。エとは違います。
会長	そういう意味では、被害状況というのも家屋の倒壊とかに限らず、負傷者の情報やその住所氏名まで入ってくるのですか。
説明員	可能性はあります。
会長	そういうものまで対応するようなソフトが入るのですか。
事務局	通報者情報をまず入れて、その後、話の内容に応じて被災状況等入力できる欄があるということです。
会長	とにかく、手で書いていたものを打ち込んで閲覧できるようになるということです

- ね。
- 説明員 そうです。それが、例えば消防が見てここの現場に行くというわけではないです。とにかく、対応事項が入力できるということです。
- 委 員 その蓄積されたデータは、最終的に誰が使うのですか。消防は使うわけではないとおっしゃっていましたが。
- 説明員 将来的には、全序的に共有できるような状況にしたいとは思っております。
- 委 員 それは、水防・災害対策本部で、その情報を元に避難勧告なりをすることに使うということなのですか。
- 説明員 避難勧告ということよりは、例えば道路の被害の状況が通報されてきた場合は、私どもで、何か対応するわけではなく、道路を管理する管理者の所管が対応しますので、情報共有において、口頭で伝えて間違えが起こることなく、この状況をデータ上で確認できるという利便性を持とうと思います。
- 委 員 今の話と関連するのだけれども、結局入ってきた情報を的確にどこに流すかを判断して、防災対策課が発信するのか、それとも担当課、例えば道路なら道路課の方から情報を取りに来るのか、その辺はどのように使うのでしょうか。
- 説明員 両方が考えられると思います。多分そのデータ上には、処理、未処理というフラグがつくと思います。その未処理のものがどれくらいあって、それをこちらから発信して取りに来てもらうのか、それとも道路部局の方から、カテゴライズされた道路の情報に対して、未処理のものを拾いに来るのか、両方のアプローチがあり得ると思います。
- 委 員 あくまでも府内だけの問題ということですね。例えば、業者に関係するのかどうかという問題も出てくるのだろうと思うし、業者の方に出動依頼をする場合に、その情報を提供してあげることもあるのですか。

説明員	それが、例えば個人宅で倒木があった場合とかは、住所とか得ている情報を伝えるという意味で、提供するケースはあり得ると思います。
会長	今まででは多分、防災対策課の人が、全部の集まってきた紙を入力していたのですかね。電話が防災対策課だけにかかるかは分かりませんけれども、電話を受けた人が直接入力していく感じになるのですか。
説明員	今のところは、防災対策課にしか電話がこない仕組みになっています。防災対策課に情報連絡員というものがいて、そこが情報を集約していくという役割を持っており、そこでクロノロジーを打っているというのが現状です。ただ、これが今後、共有展開されるようなところができる、どこからも入力できるという状況は考え得ると思います。
会長	先ほどIDとパスワードを渡すみたいな話だったので、基本的には、今は防災対策課の人だけなのですか。
説明員	はい、そうです。
委員	ある意味でいけば、遅れていると言えば遅れていて、もっと早く、こういうものはやるべきことじゃないかなと思います。今までほとんどこういうことに手を付けてなかつたということだろうけど、これが出てきただけでも一步前進かなとは思いますね。
会長	令和3年の11月から、やるということで、どういうソフトで、どこにというのが決まっているのですよね。
説明員	キントーンを想定しておりますが、そういったサービスは他にもあるので、まだ、決めきれているというところではないです。同じようなシステムを使う可能性はあると思います。
委員	入った情報は全部確認するのですか。それとも必要なところだけですか。
説明員	IDとパスワードの制限があるので、被害報告が想定される課に、そういったIDを配

	付する予定です。全庁からすべての人がアクセスできるようにはならないと思います。
会長	外部に置くのは、何かあったときにということなのですよね。とんでもない情報量になる感じではなさそうですよね。
説明員	はい。
会長	今までエクセルで済んでいたけれど、外にあったほうが安心ということですね。
説明員	安心もそうですけれど、共有できるという点を取りに行くというのが今回的一番の目的になります。
会長	他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会長	それでは審議に入ります。諮問事項ウについて、ご意見いかがでしょうか。
委員	エクセルで管理できたのであれば、ここまでシステムは要らない気がします。
会長	府内的にエクセルのデータを皆が見られる仕組みはないですか。
事務局	見られるという仕組みは作ろうと思えば作れます。ただ今回の場合は、順番待ちをせずに入力したいというところです。
会長	防災対策課に電話が来て、防災対策課の人が入力するのですよね。
事務局	対策本部が立ち上がるとき、そこは防災対策課の職員以外にも、そういう本部職員が集まりますので、その職員も全部入力をどんどんしていくという形になると思うのです。

委 員	エクセルは複数のアクセスは出来ますが、同時書き込みした際に壊れる可能性が高くなり、ローカルに取り扱って、共有のところに置いたりすると、そのラグもあるので、ファイルのバッティングとかも可能性があるというところですね。
委 員	投資対効果は、所管課で考えていると思うので、この審議会で投資対効果をお話しさるよりは、許可するかどうかだと思います。
委 員	要は、問題はサーバを外に置くかどうかですよね。
事務局	そうです。個人情報を外の世界に置くので、それについてということになります。
会 長	ご意見がなければ、諮問事項ウ「災害対策本部・水防本部クロノロジー」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会 長	ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、举手をお願いいたします。
各委員	(全員賛成)
会 長	全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。
会 長	次に諮問事項エ、防災対策課所管の「災害時における安否不明者の氏名等の収集、提供及び公表」を諮問します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。
	<防災対策課説明員入室 松田主事が資料に基づき説明>
会 長	それでは、委員の皆様からご質問ございますか。

委 員	個人情報の項目名のところに年齢とありますけれど、これは生年月日を収集して、防災対策課の方で年齢に換算するということでおろしいですか。
説明員	はい。
委 員	具体的に年齢を公表することについて、個人を特定するのに、どの程度必要性があるのか考えた時に、例えば、55歳と出すのと50歳代と出すのと、そんなに違わないのかなという感じはします。人によっては、年齢を公表されるということに抵抗がある人もいるのではないかと思うのですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。
説明員	命を守るという重要度から考えて、細かい年齢まで必要なのではないかというのが所管の考えです。
委 員	実際は、この親戚宅にいたとか、外出中とかで安否不明ではなかったけれど、こういう風に公表されてしまうことで、私は関係ないのに、そこまで出てしまうと、不愉快に思う人がいるのではないかなと思いました。
説明員	一定程度の配慮が必要だとは思いますが、やはりそこは、不明な時点で生命の安否が確認できていないという点から、年齢も含めて確実性を増していきたいと考えています。
委 員	フォーム自体は、県の方でこういう形だと決めているということなのですか。
説明員	県の方は、あまり具体的に決めていないのですけれども、渡すとしたらこういう情報だということで県の担当者から聞いております。
委 員	先程と同じ趣旨の質問をしますが、住所は一番末端まで出す必要があるのですか。
説明員	基本的には、大字までという形で出そうと思っております。
会 長	平時から災害時の被災者というか、行方不明者の情報を出すことについて考えてみな

さいという趣旨で、お考えになられて、ここに諮問されているのだと思います。いただいた資料の参考では、氏名と性別と年齢の項目が載っていますけれども、大字まで出すのか、どういう災害のときはそれを出すのか、エリアがどの程度広いときに出すのか、そういうある程度の定型処理ができるようなことをまず考えて、それでいいですかという形で聞かれれば何か色々言えるかもしれません。

実施されていることは良いことで、こう思っていますということであれば、それはそうですねということで終わってしまうと思うのですが、どういう形でお答えすればいいのかということがよく分からぬのです。これを使うこと自体はいいでしょうと、おそらく皆さんには思われるでしょうが、それで終わりにしてしまっていいのかどうかというのは何とも言えません。行方不明者になる場合のパターンが何パターンかあって、それについて違った対応するだとか、そういう詰めた議論というのはもうある程度なさっているのですか。

説明員

何名からとか、そういう基準的なことでしょうか。

会長

漠然とこう聞かれても、これは、条例上も認められているので、まさにやるべきことだと思います。ただし、そこでも裁量の幅というものがあるから、小田原市としては、ここまで積極的に出したいのでいいですかという聞き方をしてくれれば、色々なご意見が出ると思うのです。漠然とした話であれば、それはそうですよねというところで終わってしまうかなという気はします。そこまでの議論はできているのでしょうか。

説明員

まだそういう具体的なルール決めまでは行っていませんが、基本的に私どもとしては、1名からでも公表する形で検討しているような状況です。7月の大震で、小田原市でも川に流されてしまった可能性のある行方不明者が1人出て、それは、県の基準に基づいて氏名、年齢等を公表したという経緯がありまして、1名から、規模の対処に関わらず公表していくことに際して、明確化しておくという意味合いになります。具体化が必要ということは、意見としては承りますけれども、今現在の段階での検討状況としては、そういう形になります。

会長

先程の話だと、県でもそういうものは何もなくて、臨機応変にやるということですね。

説明員	県の地域防災計画の方に、その安否不明者の氏名等を、原則速やかに公表するという一文があるだけです。
会長	おそらく、その「等」の中に、どういうことがあって、過去の経験で、これを公表したことによって、特定が速やかにできたとか、そういう経験値で、どんどん類型化をしていくのだと思います。県や警察ではなく、市の方から発表というのはするのですか。
説明員	国の通知に、場合によっては、市の方で公表することも考えられるという一文がありまして、県に市の方で発表することもあるのかと聞いてみたところ、限定的な災害の場合などでしたら、市から公表してもらうこともあるかもしれないという話がありましたので、こういった形で市からの公表という項目も入れているという状況になります。
会長	県に提供する時も生年月日ではなくて年齢の形で提供するのですか。
説明員	年齢で提供します。
委員	先程のお話で、神奈川県の方は具体的に決めてないということでしたが、他の市が、これにプラスの情報を出した、あるいはマイナスの情報を出した時に、集めた神奈川県から情報をもっとくださいとか言われるという可能性はないですか。
説明員	ベースとしては、おおよそ、こういう形に落ち着くのではないかという相場感ではあります。ただおっしゃるとおりで、県が統一したルールを決めていない以上、他の自治体が、それに余計な情報を附加して提供する可能性は否定しきれないというところです。先程申し上げましたとおり、DV等で住民基本台帳に閲覧制限がかかっている人は、市としては県には出さないことをお示ししています。県は、それでも市が提供するという時は出してしまうというので、そういった差異が市町村によって生じる可能性というのは、今のところ否定しきれません。
会長	まさに、そういうところを決めている訳だから、そういうところを諮問していただいた方が議論としては、そういう色々な分岐点になるようなところについての判断がある程度固まっているなら、お示しいただいた方がいいのかなという気がします。お話をあ

った大字の部分とか、閲覧制限がかかっているところについての方針というのは、かなり府内的にも固まっている訳ですね。

会長 他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 それでは審議に入ります。諮問事項工について、ご意見いかがでしょうか。

委員 基本的に、情報提供を求めるために開示するのでしょうかから、特定に繋がらないといけないという考えでいけば、この公表はしょうがない気がします。

委員 そもそも、この安否不明の確認というのは、土砂災害みたいな特定地域だから、特定の人の確認をしなければとなるけれど、例えば津波とかで海岸一帯分からないみたいになつた時は、その人たち全員を公表するのですかね。

会長 おそらく広域的な時は、避難所みたいな所に来て、安否が確認できる人をまず特定して、確認できていない人について情報提供を求めるものだと思います。

事務局 こちらに詳しくは書いてないのですけれど、安否不明者という定義があり、要は確認できないというステップが必ず一回は入るのだと思います。この地域に災害があったので、その人たちの住民票を全部公表するというわけではなく、ここで災害があつて、大体この位住んでおり、そして、そこで初めて安否が確認できる人と確認できない人を分けて、それで安否不明者という認定をして、初めて公表するというステップが熱海の状況を見るとあるらしいです。

会長 その辺にいたことを分かつてほしくないということもあるかもしれませんよね。色々な類型があって、やはり状況ごとに考えなければいけない。その時に、まちまちにならないように予め決めておくというのが本当の姿なのでしょうね。

委 員	防災放送で、誰々が行方不明ですと、名前なしで年齢これくらい髪型がこれくらいでとか放送しているではないですか。あれは、何か基準があるのですか。
事務局	防災放送は警察からの依頼でやっているのですが、あれは行方不明者なので、今回の安否不明者とは違います。ここで言う安否不明者というのは、もう埋まっているかもしれない人で、生命に関わるのでいち早く確認したいというものになります。
委 員	差し戻すのであれば、収集と提供とを分けたほうがいいような気がしますね。多分これを提供した時に、芸能人とかいたら訴えられそうですよね。
会 長	こういう議論ができたというところでよしとするなら一応承認・不承認だけで良いとは思います。審議会としてどこまで言うかですね。
委 員	承認した時に、ここでなされた議論というのを実施機関の方は、その後それに従って何か少し改善するとかがあるのですかね。
会 長	成果物をちゃんと作ってくださいとかいうのはあるのはあるかもしれないですね。極めて大事で、やはり、それがないと承認できないみたいなものがあるのなら、やはり言った方が良いと思いますし、どうしても現場の裁量に委ねなければいけないところがあって、やれるならやってもらいたいけれど、そこまで言うかどうかという話もあります。
事務局	今の枠組みだと、例えば県とか市で、氏名をホームページで公表するというものは、安否不明者の氏名と性別と年齢と住所の大字、この四項目を公表するというのが所管の考え方なのです。市としては、個人情報保護条例第9条第1項第3号で提供できると考えて、こちらで、この項目について諮詢しておりますので、この範囲でお認めいただいて、これ以上のものを公表するとかがあるのだったら再度、報告なり諮詢するということであれば、対応はできるのではないかと思います。まずはこの範囲で、こういう項目で諮詢をさせてくださいというのですが、いかがでしょうか。
会 長	採決としては、基本姿勢を承認するかどうかだけでいいですか。

事務局	はい。
会長	わかりました。では、諮問事項エ「災害時における安否不明者の氏名等の収集、提供及び公表」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項エを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって、諮問事項エは承認することといたします。
会長	次に、諮問事項オ、教育指導課所管の「ステップアップ調査」を審議します。諮問内容の説明を求めます。事務局は所管課の説明員を入れてください。
<教育指導課説明員入室 高田教育指導課長が資料に基づき説明>	
会長	それでは委員の皆様からご質問ございますか。
委員	これは、同じ学校でずっと継続的にやるのですか。
説明員	はい。このステップアップ調査は、3年間のモデル実施で、同一の学校を継続していくものになります。
委員	この研究機関というのは、文部科学省にある研究機関ということですか。
説明員	文部科学省が、大学等の専門の研究機関との覚書を交わしながら分析を受けて、また文部科学省に戻ってきたものをこちらが受け取るという形になります。

委 員 ということは、データは、文部科学省に渡すと文部科学省からまた別の所に渡っていくということですね。

説明員 はい。

委 員 もし対象である保護者か本人が、個人的に拒否した場合はどうするのですか。義務的に対象になった生徒は受けなければいけないのでしょうか。

説明員 こちらは、一人ひとりの伸びを見る調査ということで、学校としてお願いをしているものではありますけれども、その子ども一人ひとりの事情だったりとかそういった考えもあると思いますので、必ず受けなければ駄目というようなものではございません。

会 長 この調査を実施した時に、ご案内を保護者の方に出していると思いますが、その際に受けたくない方は受けなくて結構です、みたいなお話になっていたのですか。

説明員 調査自体は、学校の授業の中で、通常の教育活動の中の一つということで行っています。今回、実施する上でそういった話はございませんでしたが、もし受けないということであれば、無理に受けてもらうようなものではなくて、例えば、別の形で学習にその時間取り組んでいただくとか、そういった対応をすることは可能だったとは思います。

会 長 実例としてはなかったのですね。

説明員 はい。

会 長 調査をやる時にも保護者の方にご案内をして、そういうリアクションをされた方はいらっしゃらない。今回また、提供を文部科学省にしますというご案内を差し上げて、その時にやめてくださいと言われたとすると、そこでは、その分だけ外してという形になるのですか。

説明員 そうです。今回は、個人が特定されない形で提供しますので、問い合わせがあった場合は、そこをしっかりとご説明したいと思います。ただ、それでも大切な情報なのでとい

	うことであれば、その子のデータを除いた形での提供をしていきたいと考えています。
会　長	多くの方は、そんなことをそもそも言えるというのが分からぬので、言わず事実上使われているという状況があると思うのです。必要があるかどうかは分からぬけれども、本当に、その希望をする気があるのなら、事前にご説明をした方がいいのかなという気がします。他の自治体でこういうものをやっているのは何校くらいあるのですか。
説明員	この埼玉県の方式で行っている学校は、学校数で言うと全国の1割程度です。
会　長	それでも結構な数があるわけですよね。同じように、そういうご案内を保護者の方にしているのだと思うので、それとのバランスというのもあるでしょうけれども、機会はきちんと与えて情報提供や入手をするというのが一番良い方法ではあるので、そこは他の所とバランスとりながらやるというのもありますね。
委　員	これは個人の成績には反映されますか。
説明員	調査の結果を個人の学習のいわゆる成績に入れるというような想定はしていないものになります。
委　員	この調査対象の学校はどういう方法で選んだのですか。
説明員	こちらの調査が、一人ひとりの成長を継続して見ていくというのが大きな特徴になります。そのため、小学校を卒業して2つの中学校に分かれてしまうような所ではなくて、そのまま中学校に行くという中学校区で、ある程度規模の大きなモデル実施ですので、規模の大きな中学校区を2中学校区選んで決めております。
	もう一つは、本市としても初めて行う調査でしたので、全市での全学校任せにやってみてくださいではなく、教育委員会が、調査実施日にも足を運んで、一緒に調査の準備を進めるなど、調査の回答に答えている子どもたちの様子も見たりしながら、この調査が子どもたちや学校の負担になるかということを考えなければいけなかつたので、そういう意味で、こちらが対応できうる学校数ということも含めて判断したのが、6校分と

	いうことになりました。
委 員	成長の過程を見るというのが、学校全体という全体的なレベルで見るのか、個人レベルで見るのか、どちらでしょうか。
説明員	基本的には、一人ひとりのお子さんの伸びをしっかり見ていくのが理想ではあります。ただ、この調査をすることによって、例えばこの集団がこの位伸びている、ではこういった指導改善をやっていくとか、こここの所があまり伸びていないからこういう風にしていくとか、集団に対する指導にも十分使えるものと考えています。
会 長	ちなみに、ペーパーテストとありますが、このテストの結果というのは、児童は自分の結果を知っているのですか。
説明員	この9月以降に実施をしたお子さん一人ひとりに個人票が返されて、自分の今の力が分かるような形になっております。
会 長	他はよろしいでしょうか。よろしければ、質疑は終わりにいたします。説明員の方はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。
	<質疑応答終了 説明員退室>
会 長	それでは審議に入ります。諮問事項について、ご意見いかがでしょうか。
委 員	成長過程をずっと、小学校からの何年間か、個人的にも集団的にもそれを見るというのは結構大変なことですよね。学校も先生が変わるじゃないですか。それをずっと誰が管理するのですかね。
会 長	その年度の先生が、各児童のものを見てその都度判断していくでしょうね。トータルなところは教育委員会で分析するのでしょうか。
委 員	うちには子どもがいるのですけれど、この学力調査の対象ではなく、かえって羨まし

	いと思います。こんな試験受けるだけでも、結構お金かかるので、ただでできるというのはいいなと思いました。
会長	他にご意見がなければ、諮問事項才「ステップアップ調査」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項才を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(全員賛成)
会長	全員賛成と認めます。よって、諮問事項才は承認することといたします。
会長	それでは、その他に移ります。事務局から何かありますか。
事務局	特にございませんが、今回の会議録につきましては、事務局で草案を作成後、委員の皆様に郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開しますのでよろしくお願いします。
会長	それではこれをもちまして、第83回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。

別 紙

第 83 回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料

・LGWAN のイメージ図

・諮問事案書ほか